

平成30年 第1回

教育委員会臨時会会議録

平成30年1月23日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2489号

平成30年第1回臨時会

日 時 平成30年1月23日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第2号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 協議事項

- 1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について
- 2 平成30年度港区教育委員会事務局組織の改正について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成30年度第1回採用港区奨学生の選考結果について
- 2 平成29年度教育委員会表彰受賞者について
- 3 港区立小中学校における「平成28年度学校給食費未納状況」の報告について
- 4 後援名義等の12月使用承認について
- 5 生涯学習推進課の12月事業実績について

- 6 生涯学習推進課の12月の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習推進課の2月事業予定
- 8 図書館・郷土資料館の12月行事实績について
- 9 図書館の12月利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 11 2月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

なお本日、指導室長については所用のため欠席となります。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第2号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第2号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、資料番号1、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。今回の改正は扶養手当に関する改正でございます。資料の構成は条例の案文、新旧対照表、そして最後に今回の改正内容の説明資料となっております。

それでは、資料ナンバー1-3をご覧ください。平成29年10月の特別区人事委員会勧告において勧告されておりました扶養手当について、国における手当額の見直しや民間企業における家族手当の支給状況の変化、また職員の扶養手当支給実態等を勘案いたしまして、このたび改正を行うものでございます。具体的には項番の1「概要」でございますが、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げ、子に係る手当額を引き上げるものです。

現在の手当額ですが配偶者は13,700円、子は6,000円となっております。これらの手当額を平成30年度に配偶者は10,000円、子を7,500円といたしまして、平成31年度については配偶者は6,000円、子を9,000円といたします。また配偶者がいない場合の扶養親族である子のうちの1人、いわゆる欠配一子と言いますけれども、こちらにつきましては現在13,700円の手当額を平成30年度は10,000円、平成31年度には9,000円といたします。ただしこの配偶者がいない場合の扶養親族である子のうちの1人、欠配一子に関しましては激変緩和措置を設けます。平成30年3月31日にこの区分に係る支給を受けていた職員が、平成30年4月1日以降引き続き手当の支給を受ける場合につきましては、平成30年度は11,500円とし、平成31年度は13,000円となります。平成35年度までの間にあっては子の手当額に4,000円を加算した額となっていきます。

この改正につきましては、実施は平成30年の4月1日になります。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見お願いいたします。

○小島委員 配偶者の手当を引き下げることなのですが、これはどんな背景で引き下げるこ

とになったのですか。

○庶務課長 こちらは民間企業におきましても配偶者の手当が少なくなってきたという状況がございまして、すでに国の方では29年からこの制度が導入されているということで、それに伴いまして区の方でも配偶者手当と子の額を変更するというところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

この「※」の2番と表の記載の関係がよく分からないのですが、こういう状況にある新たな人がこの表の金額になる。平成30年4月1日以前にもっていない人はこの表のとおりで、平成30年3月31日にもっている人はこの「※」の扱いなのですか。

○庶務課長 この「※2」については、29年度に受けていた職員が引き続き受ける場合でございまして、新たな方についてはこの四角の囲みの中の金額という形になります。

○教育長 それでその「※」の2番目の説明の3行目の後半からなのですが、「平成31年度から平成35年度までの間にあっては、子の区分に適用される」、これは表中の上の子の区分ですか。31年度は9,000円プラス4,000円ということですか。

○庶務課長 子の9,000円のところに4,000円が加算されて13,000円という形になります。

○教育長 それが35年度までで、36年度は9,000円になるわけですか。

○庶務課長 35年度までですので、それ以降につきましてはこの表のとおりになってまいります。

○教育長 よく分からないのは、30年度に11,500円なのに、31年度から35年度までまた上がります。9,000円プラス4,000円で13,000円ですね。上がってまた9,000円に下がる。そこがよく分からないのですが、どういうことですか。

○庶務課長 子が増額していくのに合わせて、この特定期間にあるお子さんについても増額をさせていくということです。

○教育長 そうではなくて、29年度13,700円で、それで「※2」に該当する人は30年度に11,500円に下がるわけですよ。そして、31年度から35年度は9,000円プラス4,000円の13,000円で、今度また上がりますね。一旦下げておいてまた上がるのは、それは何でなのかということを知っているのです。

○庶務課長 理由にならないかもしれないですけども、この7,500円にプラス4,000円、9,000円に対してのプラス4,000円という形で、ここには緩和措置としての4,000円の増額があるもので、ここに関しては増額になっております。

○教育長 いや、だから30年度に一旦下がってなぜ翌年度から上がるのかということが分からないのです。

○庶務課長 特定期間にある子に合わせていくというので、労使協議の中で決定をしたということです。

○教育長 いや、特定期間にある子は10,000円から11,500円、13,000円に上がっていきます。だけれど、この配偶者がいない場合の扶養親族である子のうちの1人は13,700円から11,500円に下がりますよね。

○庶務課長 1回下がります。

○教育長 それでまた上がって、そして36年度からまた下がりますよね。

○庶務課長 下がります、最終的に。

○教育長 9,000円になってしまいます。何で下がるのかと、そこが分からない。

○庶務課長 最終的にはこの配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち1人、欠配一子と言いますが、その制度がなくなり、全部子に移行していくのですけれども、その移行までの間の緩和措置ということでプラス4,000円を設けているというものですので、最終的には子に全部、この扶養手当については、全部この子の金額に合わせるというものです。

○教育長 よく分からない。理由があるのではないですか。

仮に激変緩和ですということであれば、13,700円から11,500円にし、引き上げるのではなく、そのまま11,500円にして、36年度から9,000円にするというのなら分かります。間違いではないということは事実ですね。

○庶務課長 間違いではないです。

○教育長 この「※2」の説明が間違っていないということですよ。分かりました。これは区職員も同じということですね。

○庶務課長 同じです。

○教育長 後でもいいので、理由を教えてください。

○庶務課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 「ケッパイイッシン」と言っているのですが、どんな字書くのですか。

○庶務課長 欠けるに配るで、配偶者が欠けるという意味です。一子は一の子どもで、配偶者がいない場合の扶養親族である中の子どものうち1人という意味です。

○小島委員 欠配一子ですね。分かりました。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第2号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第2号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について

○教育長 次に、日程第2、協議事項に入ります。「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、本日付資料番号1、港区奨学金貸付事業におきます回収困難な債権についてご説明をさせていただきます。

項番1でございます。奨学金貸付金額の返還につきましては、奨学生が貸付終了後に提出する返還計画書に基づいて返還金を納付していただいております。返還金の納付がない債務者に対して区では督促状の発送や納付相談を行いまして、債権回収に努めているところでございますが、長期に貸付金が返還されない、また債務者や保証人が住所不明や死亡によりまして回収が見込めない債権がございます。こうした債権につきまして、区の債権管理条例に基づき適切な管理を行う必要性から検討いたしました結果、港区債権管理条例第13条に規定する放棄事由に該当する債権1件について、債権管理委員会に提出し適切な処理を行いますので、よろしくお願いいたします。

項番2でございます。債権の概要です。貸付期間は昭和51年から54年で、貸付総額258,000円でございます。昭和54年から平成17年までに一部返還がございまして、現在111,000円が未返還となっております。その後本人の転居等もございまして居住調査等を行いました。本人の所在は不明、連帯保証人も平成4年に死亡しておりまして、最終返還が平成17年であることから当初履行期限から10年を経過しているため、7号の事項を事由として放棄案件として提出させていただきます。

項番3「今後のスケジュール」でございますが、債権放棄の手続につきましては本日のご協議後、債権管理委員会に付議をさせていただき、改めて当委員会で債権放棄についてご審議をいただき、ご決定いただきました後、区長決裁後の不能欠損処理を行う予定でございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問お願いいたします。

○小島委員 提出予定の債権というのですが、1年に何回ぐらいこの手続はありましたか。

○庶務課長 2回程です。債権管理委員会等開催してございますので、2回でございます。

○小島委員 今までもう少し件数が多かったような気がするのですが、今回は1件だけですね。

○庶務課長 今回につきましては1件とさせていただきます。

○小島委員 いつも4、5件あったような気がするのですが。

○庶務課長 平成27年度につきましては、5件のうち3件を提出させていただいて処理を行いました。

○教育長 次回から参考資料としてこの債権管理条例をつけておいてください。今回は第13条第7号に該当するということですが、ほかにどんなものがあるのか情報としてほしいのでよろしくお願いいたします。

○庶務課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの案件は以上とさせていただきます。

2 平成30年度港区教育委員会事務局組織の改正について

○教育長 次に、「平成30年度港区教育委員会事務局組織の改正について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー2によりまして、「平成30年度港区教育委員会事務局組織の改正について」ご説明をさせていただきます。組織改正の時期は本年4月1日でございます。

まず初めに下の段の組織図をご覧ください。左側が現行の組織、右側が改正後の組織となっております。また下線が引かれたものは廃止または変更をあらわしております、組織名称が変更となっております。囲みの網かけの部分につきましては新設する組織をあらわしており、2部制とするものでございます。

それでは組織改正の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、平成28年10月に区では区長が新教育長を任命し、教育長は教育委員会の代表者である委員長と教育委員会の事務を統括する権限を有しまして、特別職として教育行政の責任者となり、これまで以上に権限を有することとなりました。そこで教育委員会といたしましては、港区教育ビジョンに基づき、先進的発展的な港区ならではの教育施策を一層推進していくため、教育長が迅速かつ的確な判断が行えるよう組織を改正することにより、教育長を補佐する事務局体制を強化するものでございます。

そのため、教育委員会事務局の所管する各事務の特質及びスパン・オブ・コントロールの観点から、教育推進部と学校教育部の二つを設置させていただきます。

教育推進部につきましては、人口増加やライフスタイルの多様化など、社会経済状況の変化を踏まえまして、区民の誰もが学び続けることができる生涯学習環境を整備すること。また東京2020大会を見据えて区長部局と連携し、区民のスポーツ活動を支援するスポーツ推進施策を充実すること。また図書・文化財部門におきましても歴史文化財、図書館行政のあり方について検討することなど、生涯学習部門・スポーツ部門を含めて教育施策全般を俯瞰する港区の教育を推進してまいります。

学校教育部につきましては、学校教育において新学習指導要領に伴い、基礎学力・活用力の習得を始め、情報化教育や国際理解教育など学校教育を充実し、より向上を図ること。また学齢人口の増加に対応した幼稚園や学校の施設整備の推進など、「教育の港区」として学校教育を着実に推進してまいります。

恐れ入ります。参考資料をご覧ください。左側が現行の組織でございます。右側が新たに改正する30年度の組織案でございます。改正案の横には各所管する部の係等の分掌事務を記載してございます。30年度につきましては組織の名称等の変更を行い、よりこの事務局としての組織を強化するという意味から、人員等につきましては変更はございません。現行の課・係を移行いたしまして、30年度は新たに二つの部として、迅速・的確な判断をマネジメントする事務局としてスタートをさせていただきたいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日ご報告後、ご協議いただきました後、庁議で決定し、議会にご報告をさせていただく予定でございます。その後、組織の規則それから規程の改正について、当委員会でもたご審議をいただくものでございます。

今回の改正に当たりましては、事務局内での協議の結果、昨年教育長が新教育長となってから1年を経過した中で、新たに事務局としての体制を強化させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問お願いいたします。

1 ページ目の本文の表現なのですが、2 番の（1）の①の説明文の4行目のところに、「生涯学習推進課長を生涯学習スポーツ振興課長に」。これは、「長」要らないのではないですか。

○庶務課長 要りません。

○教育長 それから②のところの説明文の「指導課」の前に「教育」が入りますよね。そこは修正をしておいてください。

次は質問ですが、参考資料の指導室の教育史編さん担当と教育センターについて、順番を変えています。この理由は何ですか。単純な間違いですか。

○庶務課長 失礼しました。誤りです。

○教育長 どちらが正しいのですか。

○庶務課長 教育史編さん担当が上で、教育センターは指導室からつながるものでございましたので、修正させていただきます。

○教育長 ほかにご質問いかがでしょうか。

○田谷委員 ささいな質問で恐縮ですが、30年度の案の方で、教育長の四角からその下に棒が出ていないのは何か意味があるのですか。もし意味があるのでしたら教えてください。

○庶務課長 済みません、抜けてしまったものでございます。申し訳ありません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 従来は、ほかが課に対して、指導室は室ということになっていたわけですがけれども、指導課ではなくて指導室であったことには何か意味があったのでしょうかというのが一つ目の質問で、もう一つはこの区役所の行政組織の中で、室と課の関係、あるいは室長と課長の間関係というのは、一般的にはどう位置づけられているのか、教えていただければと思います。

○庶務課長 「室」をとる場合につきましては、その部署が専任的なものであるということがございますので、組織的に現在、指導室としても1課2係というように拡大をされてきておりますので、今回課とするものでございます。庁内の中でも室については専任的な業務を行うという位置づけでさせていただいております。

○山内委員 つまり専任的というのは例えば指導室というのが、もともと教員のキャリアを持った方が来ていて、教育の内容についての非常に専門的なことを扱うという意味での専任的という意味なのですか。今のお話はそれよりは規模の問題として説明いただいたのですけれども。

○庶務課長 どちらかと言うと室の場合は規模的に小さいという、いくつも係を要さないというところがございますので、そういった意味でございます。

○教育長 その専任という部分についてはどうなのですか。

○庶務課長 なおかつ指導室については、学校教育に特化している部分というのがございましたので、室としておりました。

○教育長 山内委員、よろしいですか。

○山内委員 指導室だけはほかとちょっと違って教員の方がかなり入っていらっしゃるんですよね。そういう意味での専門性の部分というのは、どう位置づけてどう表記した方がいいのかというのはちょっと私もよく分からないのですが、同じように同列に課という名称がいいのか、それともやはり指

導室というくくりの方がいいのか。あとは役所の中で課と室の位置づけとか、課長と室長の位置づけも考える必要があると思います。それは私は分からないので、その中で色々なことを勘案して検討されたということであればもちろんいいですけども。

○**庶務課長** 庁内では区長室というのがございまして、区長を補佐するというのが一つあります。今回教育の方も教育長室という形で室をとらせていただいておりますけれども、こちらの意味的には専任的などという意味、教育長を補佐していくという全般的な機能を意味してございます。

○**教育長** 「室」というのは小規模な組織の名前に使われます。教育長室を見ると小規模かなというふうに思われますが、一つは新教育長になって、権限と責任が重くなってきたのと、区長室に対する教育長室というのが、分かりやすいのではないかとということで、規模は大きいんですけどその意味合いで教育長室としました。

それからもう一つは、教育指導課の方は今23区でもだんだん課になってきています。指導室というところがほとんどだったんですけど、名称は別ですけども、何々課というのがだんだん多くなってきています。

あともう一つは、庶務課では所管している内容がよく分からないので、課でこういうことやるといことが分かるようにするという理由もあります。また、図書・文化財課の意味は特にないので今回教育委員会では「・」はつけないようにしようということです。

ほかによろしいでしょうか。それでは、この案件は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 平成30年度第1回採用港区奨学生の選考結果について

○**教育長** 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成30年度第1回採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いします。

○**庶務課長** 「平成30年度第1回採用港区奨学生の選考結果について」資料3を用いましてご説明をさせていただきますと思います。

今回の奨学生は高等学校に進学予定または在学している方、大学等への進学者を対象としてございます。平成29年11月7日から12月6日までの約1カ月間を募集期間といたしまして、周知については項番2のとおり「広報みなと」の11月1日号やホームページへの掲載、またポスターの掲示や学校への募集案内の送付により行いました。

項番の3「応募状況」でございますが、中学校・高校生対象が13名、大学生等対象が15名の28名となっております。内訳は記載のとおりでございます。

項番の4「奨学生の決定」につきましては、提出書類に基づきまして所得状況を確認し、全員が所得の基準内で行いましたので、本年1月18日に開催いたしました奨学資金運営協議会において協議の結果、28名全員を決定いたしました。決定者に対しては結果をお知らせするとともに必要な手続を行いまして、入学資金は3月に、毎月の奨学金は4月から貸付を行います。

裏面には項番5が「貸付金額」、項番6に過去3年間の応募状況を記載しております。ちなみに今回の応募状況につきましては若干去年度の応募状況よりも人数が減って、少なくなっております。

す。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

2 ページ目の実績表ですが、28年度、29年度、応募者数と貸付者数が違います。これは応募があっても、例えば28年度は高校・大学で28名いたけれど実際に貸し付けたのは25人ということでしょうか。

○庶務課長 応募時には28名ありましたが、その後ご家庭のご判断によって、大学に入れなかったという方や浪人になってしまったというようなことがあり、貸付者との差が出ております。

○教育長 辞退ということですね。大学は何となく分かるのだけど高校で1人とか、29年度は2人というのは、どんな理由ですか。

○庶務課長 当初予定していた私立高校ではなく都立高校に入学したということです。

○教育長 いずれにしても辞退ですね。分かりました。

質問よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成29年度教育委員会表彰受賞者について

○教育長 次に、「平成29年度教育委員会表彰受賞者について」説明をお願いします。

○庶務課長 「平成29年度教育委員会表彰受賞者について」ご報告させていただきます。資料ナンバーは4をご覧ください。

項番の1でございます。「概要」ですが、教育委員会では平成28年度から区立幼稚園、小・中学校及び、在籍する幼児及び児童・生徒に加え、表彰対象を都立・私立を含む区内の幼稚園・小・中学校など、クラブチーム、港区在住・在学の生徒に拡大しております。今年度に表彰基準、別紙2のとおり東京都規模以上の大会等で優秀な成績を収めた、また他の模範となる顕著な功績があった方について、各学校からの推薦に基づきまして内容を審査した結果、現時点で別紙のとおり個人37人と6団体を表彰する予定でございます。

功績につきましては表の内容にあるとおり音楽やスポーツ、それから研究や文化活動まで多岐にわたっております。幼稚園児から中学校生徒まで公・私立の多くの皆さんが活躍されております。また区立小学校・私立の中学校、地域で活動するクラブチームも団体で素晴らしい功績をおさめられております。

受賞される皆さんにつきましては、2月6日午後4時から区役所9階の会議室で表彰式を行いまして、功績をたたえる予定でございます。記念品は幼稚園児には鉛筆のセット、小・中学生には多機能ペンを贈呈する予定でございます。表彰内容についてはその後4月発行の教育委員会広報誌「ひろば」で紹介をする予定でございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○庶務課長 1点追加をさせていただきます。今回40番の御成門中学校のボランティア活動での

啓発について表彰させていただきますけれども、こちらにつきましては東京都教育委員会表彰を受賞しております、区の基準におきましてもその他の模範とするに足る功績があったものとして、受賞対象としてございます。

○教育長 ご質問いかがでしょうか。

○山内委員 大いに、たくさん表彰していただいていると思っておりますけれども、一つだけ気になって見ていたのがここで柔術選手権、いくつか出ていますけれども、この「柔術」がこれから指摘することに当たるかどうかは全く分からないで質問するわけですが、例えばスポーツとしての柔道とかスポーツとしての空手として確立していない周辺団体で、格闘技的なのとか、色々な流派が大会をやったりというのがあるわけです。中には当然安全面などスポーツとして見たときには、いささか疑念を持つ人たちもいるようなものもあるわけで、そういうものを表彰するとある意味でそういうものを、ある程度オーソライズしていっているような形にも映る可能性はあるわけです。そういう意味では例えばここでいう柔術というのが、おそらくブラジリアン柔術とかいっているものだと思うのですが、それがどの程度スポーツ団体としてきちんとしているものなのかどうかとかいうのは、そういう確認というのは、本当はした方がいいのではないかと私自身は思うのですが、いかがなものでしょうか。ブラジリアン柔術というのはどんなものか余り分からないまま言っていますけれども。

○庶務課長 今ご指摘をいただきました柔術については、ブラジリアン柔術という団体の方もいらっしました。ただしその団体につきまして確認をしましたところ、非常に小規模であることと、それから参加者が非常に少なかった中での優勝だということがございましたので、これは東京都の大会以上に値するものではないということで、そちらについては却下してございます。

ただし今回この中で表彰対象とさせていただいた柔術選手権につきましては、東京都の大会に値する大会という捉え方をさせていただいてございます。

○山内委員 競技としても、それなりにスポーツとして確立した競技として考えていいものですか。

○庶務課長 競技としても柔術という、それぞれの技を競い合うという競技として捉えてございます。

○山内委員 非常に難しい判断だと思います。今後常に気をつけなければいけないことかなと、あえて言わせていただいているのですけれども、非常に格闘技的なものもありますしね。

○教育長 先日新聞報道がありましたが、オリンピックの競技が、競技によっては選手が少なくなる傾向の中で、一方においては違ったスポーツ、むしろ見せるスポーツみたいなものがどんどん出てきているとありました。変わっていくのかもしれないですね。ただ表彰に値するかどうかというのはまた別の話になりますが。

○山内委員 競技団体として安全面などしっかり管理されているものでなければいけないと思いますので、今後もそこは注意していったほうがいいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

この1ページ目の概要のところ、対象は「区立幼稚園、小学校、中学校または在籍する幼児・児童・生徒個人で」、団体と個人ですね。これ区立と入ってしまっていますが、私立も対象ですよ。

○庶務課長 私立も入ります。

○教育長 そうですね。幼稚園は区立で、小学校や中学校は「、」にすると、「小学校、中学校」は区立、私立も入るということになってしまいます。

○庶務課長 済みません、記載方法については全体として修正させていただきます。私立も含めてということになります。

○教育長 平成28年度から私立にも拡大したので、その点は重要だと思います。誤解がないよう記載してください。

ほかによろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区立小・中学校における「平成28年度学校給食費未納状況」の報告について

○教育長 次に、「港区立小・中学校における『平成28年度学校給食費未納状況』の報告について」をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。29年8月に29年3月末の未納状況についてご報告させていただいたところです。このたびは10月31日時点の28年度の未納状況の報告となります。1の「平成28年度学校給食費未納状況について」表をご覧ください。左側区分1の②の部分、これは未納の金額です。これは平成28年度分の未納額であり、平成29年10月31日時点の数字でございます。区分2が全児童・生徒と未納の児童・生徒数です。区分3の②が未納のあった学校数となります。一番右側が小学校と中学校の合計です。未納額の合計は511,325円。3月末の未納の金額は1,023,000円でしたので、半分程に未納額は減ってございます。割合としては全体の0.1%です。その下の未納の児童・生徒数ですが全体で17名です。それから未納のあった学校は28校中13校となります。

裏面をご覧ください。参考資料となります。過年度分の未納状況です。左側が15年度から平成25年度の累積の未納額で940,165円、一番右側の欄が現在の累積金額となります。下のところですけども2,135,071円となってございます。表の下合計欄の未納額を見ますと26年度分から年々金額としては増加してございますが、未納率では28年度については0.1%になってございます。平成26年1月の文部科学省の調査では全国の給食費の未納額の割合は0.5%となっており、港区の未納率は全国的に見ると低い率となっております。学校での文書やまた電話連絡、個人面談や家庭訪問での督促が効果を上げているものと考えております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問お願いいたします。

○田谷委員 この未納金額が約51万円ということで、未納の生徒が17名と。この未納の状態というのは年間通して1回も払っていないのか、それとも1カ月でも払っていないのか、その辺はどうなのでしょう。

○学務課長 一度も払っていない方と捉えていただければと思います。

○教育長 そうすると全額、払っていない人が17名で、その合計額が511,325円ということですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○教育長 4月、5月は払っていたけど、6月払っていないとか。数カ月間払っていない場合、この中には入っていないのですか。

○学務課長 大変失礼しました。少しでも未納のある方についてはカウントし、17名ということになっております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 後援名義等の12月使用承認について

5 生涯学習推進課の12月事業実績について

6 生涯学習推進課の12月の各事業別利用状況について

7 生涯学習推進課の2月事業予定について

8 図書館・郷土資料館の12月行事実績について

9 図書館の12月利用実績について

10 図書館・郷土資料館の2月行事予定について

11 2月指導室事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の12月使用承認について」「生涯学習推進課の12月事業実績について」「生涯学習推進課の12月の各事業別利用状況について」「生涯学習推進課の2月事業予定について」「図書館・郷土資料館の12月行事実績について」「図書館の12月利用実績について」「図書館・郷土資料館の2月行事予定について」「2月指導室事業予定について」、この8件の定例報告につきましては配布の資料のとおりです。各案件についてご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から、そのほか何かありますでしょうか。

よろしいですか。

私の方から提案ですが、今日庶務課長が案件案件・報告案件の説明を長時間していました。その説明員もお茶を自分で持って来させてよろしいですか。

○小島委員 それはもう全くかまいません。

○教育長 次回からそういうことをご了解いただきました。

それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回の定例会は2月13日火曜日、午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

(午前10時52分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 薩 田 知 子